

「いきものにぎわいプロジェクト」推進費

24百万円(50百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性の重要性について国民の理解を得るとともに、多様な主体の参加、協働による取組を促進する。

(1) 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進

企業、NGO、学識経験者など各界に広く参加を呼びかけて「いきものにぎわい委員会」を設立、生物多様性保全の意義や重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策及び市民一人ひとりの自主的な行動を促す方策を検討・提言するとともに、その推進役を担う。

(2) 生物多様性地域戦略の手引き、企業活動ガイドラインの策定

都道府県や政令市等が、地域の自然的社会的特性に応じて、生物多様性地域戦略を策定するための手引き書を作成する。また、企業の自主的取組を促すため、企業活動に生物多様性の観点を組み込むためのガイドラインを作成する。

2. 事業計画

(1) 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進：平成20～22年度

(2) 地方版戦略の手引き、企業活動ガイドラインの作成：平成20～22年度

3. 施策の効果

- ・生物多様性の重要性を社会に浸透し、様々な主体による地域に根ざした活動を活性化することにより、人と自然が共生する社会の構築を着実に進める。

いきものにぎわいプロジェクト推進費

21世紀環境立国戦略(平成19年6月閣議決定)

【戦略2】 COP10開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組を展開するとともに、(中略)都道府県レベルでの生物多様性保全戦略の策定などによる「いきものにぎわいプロジェクト」を展開し、国と地方公共団体、そして民間との連携による取組を強力に進める。

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)

【基本戦略1】 生物多様性保全の重要性を広く社会に浸透させるため、多くの国民や団体が関心を持ち、それぞれの地域での生物多様性保全のための活動に主体的に参画するようながす「いきものにぎわいプロジェクト」を推進する

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

- 第13条 生物多様性地域戦略の策定等
- 第19条 生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- 第21条 多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- 第24条 国民の理解の増進

施策内容

1. 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進

- ・企業、NGO、学識経験者など各界に呼び掛け、「いきものにぎわい委員会」を設立
- ・生物多様性の重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策及び、市民一人ひとりの自主的な行動を促す方策を提言するとともに、その推進役を担う

2. 地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定

地方自治体版生物多様性保全戦略の手引きの策定

企業活動ガイドライン策定